

お客さま各位

甲府信用金庫

普通預金利率引き上げに伴う定期預金規定の改正について

令和 6 年 4 月 1 日からの普通預金利率の引き上げに伴い、下記の定期預金規定を改正しましたので、お知らせいたします。

なお、今般の改正につきましては、令和 6 年 4 月 1 日以降が預入日となる新規口座および自動継続口座に適用させていただきます。

記

1. 改正規定

- (1) 定期預金規定集(通帳式)
- (2) 期日指定定期預金規定(非自動継続型・自動継続型)
- (3) 自由金利型定期預金[M型]規定(スーパー定期)(非自動継続型・自動継続型)
- (4) 自由金利型定期預金規定(大口定期預金)(非自動継続型・自動継続型)
- (5) 変動金利定期預金規定(非自動継続型・自動継続型)

2. 改正日

令和 6 年 4 月 1 日

3. 改正内容

下記改正後の内容を、上記(1)～(5)の改正規定の該当箇所に追加いたします。改正後の規定は下記の URL からご確認ください。

<https://www.kofushinkin.co.jp/12profile/kitei.html>

【新旧比較表】

網掛け:変更箇所

改正後	改正前	備考
定期預金規定集(通帳式) 令和 6 年 4 月 1 日現在 期日指定定期預金規定(非自動継続型)	定期預金規定集(通帳式) 令和 2 年 4 月 1 日現在 期日指定定期預金規定(非自動継続型)	☞改正日に変更
1. ～2. 省略 3. (利息) (1)～(2)省略 (3) この預金を定期預金共通規定 4. (1)により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定 4. (5) または(6)の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)によって 1 年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。	1. ～2. 省略 3. (利息) (1)～(2)省略 (3) この預金を定期預金共通規定 4. (1)により満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定 4. (5) または(6)の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 1 年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。	☞中途解約利率が普通預金利率を下回る場合の対応を追加

以 上